

京都市告示第 7 1 2号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

1 第12条を次のように改める。

第12条 路面下に設けられる水管、下水道管、ガス管(以上については本線を除く。)、電線その他これらに類するもの(以下「地下埋設管」という。)による占用については、第2条の規定によるほか次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 次の者が占用するものであること。

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体

イ 法第36条に規定する事業を行う者

ウ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)の規定に基づき熱供給事業を行う者

エ その他事業を実施するために必要かつやむを得ないと認められるもので、占用物件を継続して適確に維持管理できる能力を有すると認められる者

(2) 地下埋設管の頂部と路面との距離は、1.2メートル以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ道路に関する工事の実施上支障がないときはこの限りでない。

(3) 法第36条に規定する水管、下水道管、ガス管及び電線の配置は、道路埋設物標準位置図(別図)によること。

(4) 横断歩道、歩道乗入れ等の切下げ及びすり付け部分並びに歩車道境界工部分には、地下埋設管のための人孔等を設置しないこと。ただし、工事の実施上これにより難いと認められるときはこの限りでない。

2 第30条の次に次の1条を加える。

第31条 自動運行補助施設による占用については、「自動運行補助施設の道路占用の取り扱いについて」(令和2年11月25日国道利第22号国土交通省道路局路政課長、国道交シ第58号国土交通省道路局道路交通管理課長)における「別紙 自動運行補助施設の占用許可基準について」によらなければならない。

附 則

この改正基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件につい

て適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)